12　前二項の場合において、九千七百二十億円と各市町村の財源不足額基礎控除額（新市町村にあつては当該新市町村に係る合併関係市町村ごとに第十項の規定によつて算定した額を合算した額（新市町村のうち当該新市町村の控除前財源不足額が当該新市町村に係る合併関係市町村ごとの控除前財源不足額の合算額を超えるものにあつては当該新市町村について第五項の規定によつて算定した額）を、新市町村以外の市町村にあつては当該市町村について同項の規定によつて算定した額をいう。以下この項において同じ。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を財源不足額基礎控除額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

13　平成二十二年度における附則第十九条の十四第八項及び前条第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第七項の規定によつて算定した額及び同条第十項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

14　法附則第六条の二第四項に規定する都に係る控除前財源不足額が零以上の場合における控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から同条第一号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都（特別区を除く。）控除前財源不足額」という。）が零以上であり、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から同条第一号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都（特別区を除く。）控除前財源不足額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　特別区控除前財源不足額

二　都（特別区を除く。）控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都（特別区を除く。）控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

三　都（特別区を除く。）控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都（特別区を除く。）控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額

附則第二十条第一項中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第三項中「第二十二項」を「第二十項」に、「0.2」を「0.1」に、「2,020」を「2.2」に、「平成17年」を「平成12年」に改める。

附則第二十一条第二項の表第一号中「乗じて得た数から」を「乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から」に、「十分の三」を「十分の一」に改め、同表第四号中「農地法」を「農地法等の一部を改正する法律による改正前の」に改め、同条第四項の表第一号中「除して得た数」の下に「乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、「十分の三」を「十分の一」に改め、同条第六項中「平成十七年二月一日現在」の下に「（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を加え、「田、牧草専用地」を「田及び牧草専用地」に改める。

附則別表第一のニ　削除

附則別表第三、附則別表第三の二及び附則別表第八を次のように改める。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
武蔵野市	2.180
三鷹市	1.170
春日井市	0.210
守口市	2.817
芦屋市	0.206

附則別表第三のニ

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.034
仙台市	0.007
千葉市	0.004
横浜市	0.007
静岡市	0.008
浜松市	0.015
名古屋市	0.068
大阪市	0.040
堺市	0.027
岡山市	0.015

附則別表第八

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	9.625	3.835
宮古島市	7.619	2.998
伊江村	5.535	2.142
渡嘉敷村	5.535	2.142
座間味村	5.535	2.142
粟国村	5.535	2.142
渡名喜村	5.535	2.142
南大東村	11.631	4.672
北大東村	11.631	4.672
伊平屋村	5.535	2.142
伊是名村	5.535	2.142
久米島町	5.535	2.142
多良間村	9.625	3.835
竹富町	11.631	4.672
与那国町	11.631	4.672